

## 協議会の体制や規約の素案を作成しました

「筑紫南コミュニティ運営協議会設立準備会」では、区や自治会より広い範囲でこれからのまちづくりを支える組織を、年内を目処に設立すべく、組織体制や規約の素案を取りまとめました。

8月18日（月）の第6回準備会では、協議会総会の代議員について検討するとともに、部会を構成する全ての団体の方々と話し合う拡大準備会の開催に向けて、出席者を確認しました。

これまでの検討した組織体制や規約の素案について、より多くの方々からご意見をお聞きするため、報告会を開催します。



### ■準備会の検討経過

回数	日時	検討項目
第1回	平成26年3月12日（水）	・取り組みの趣旨の再確認 ・今後の進め方について
第2回	5月22日（木）	・設立準備会の会則について ・会長の選出 ・筑紫南地域の団体や活動について
第3回	6月12日（木）	・副会長の選出 ・部会の構成や団体の検討
第4回	7月3日（木）	・部会の構成や団体の検討 ・規約の検討
第5回	7月30日（水）	・部会の構成や団体の確認 ・規約の検討
第6回	8月18日（月）	・代議員制度の検討 ・報告会、拡大準備会について

### ～コミュニティづくりに関する報告会を開催します～

準備会において作成した、コミュニティ運営協議会の組織体制や規約の素案についてご説明するため、報告会を開催します。

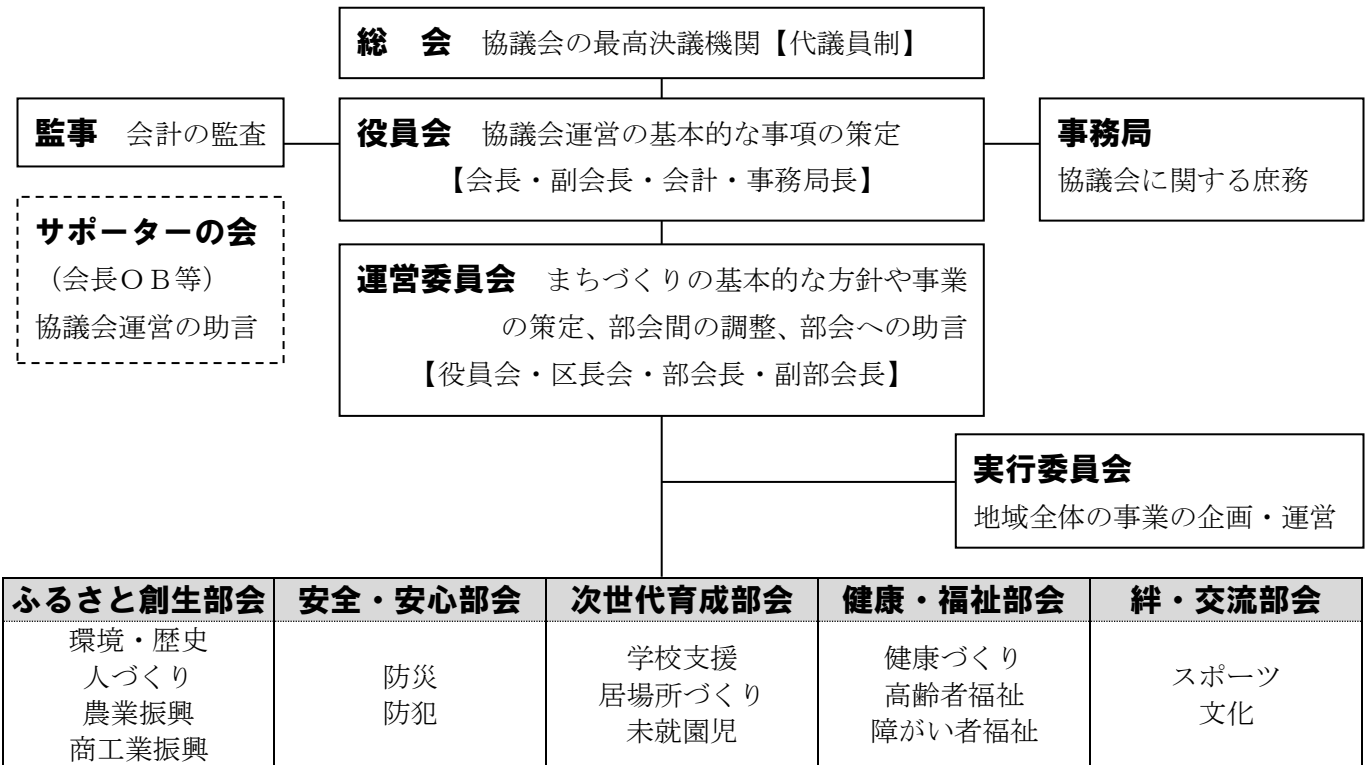
これまでの学習会等に参加された方だけでなく、これからの新たなまちづくりに興味や関心のある方々も、ぜひ、お越しください。

日時：平成26年9月19日（金） 19時から

会場：筑紫南コミュニティセンター 大研修室

## 協議会の組織体制と規約の素案

設立準備会で検討したコミュニティ運営協議会の組織体制、規約の考え方と目次をお知らせします。



### ～規約に関する基本的考え方～

- 1 規約は、コミュニティ運営協議会が自ら制定する最上位のルールである。
- 2 規約は、総会でのみ制定・改廃ができる。
- 3 規約には、最低限度必要な事項のみ定め、簡素なものにする。
- 4 各部会の構成団体など、今後、修正が頻繁にある項目については、規約ではなく、別に定める。

### ～規約の目次～

<p>第1章 総則</p> <p>第1条 名称</p> <p>第2条 目的</p> <p>第3条 事業</p> <p>第4条 区域</p> <p>第5条 事務所</p> <p>第2章 会員</p> <p>第6条 会員</p> <p>第3章 役員</p> <p>第7条 役員の構成</p> <p>第8条 役員の任務</p>	<p>第4章 会議</p> <p>第9条 会議の種類</p> <p>第10条 総会</p> <p>第11条 総会の決議事項</p> <p>第12条 役員会</p> <p>第13条 運営委員会</p> <p>第14条 実行委員会</p> <p>第15条 部会</p> <p>第16条 特別委員会</p> <p>第17条 事務局</p>	<p>第5章 会計</p> <p>第18条 協議会の経費</p> <p>第19条 会計年度</p> <p>第6章 雑則</p> <p>第20条 その他</p> <p>附 則</p>
--	--	--